

令和6年5月23日

令和6年能登半島地震により被害を受けられたご契約者の皆様へ

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆様に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、中部自動車共済協同組合 業務部（(052-872-1222）担当：尾形）までお申し出ください。

I. 自動車共済（任意共済）のご契約者に対する特別措置

災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆様に、以下の特別措置を実施します。

1. 特別措置の内容

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

災害救助法が適用された日から、令和6年3月31日までに満期をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、令和6年3月31日までにご継続手続きをいただければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(2) 共済掛金の払込みの猶予

災害救助法が適用された日から、令和6年3月31日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の共済掛金につきましては、令和6年3月31日を限度にその払込を延期することができます。

<災害救助法適用地域>

【石川県】

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

【富山県】

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

【福井県】

福井市、あわら市、坂井市

【新潟県】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

II. 自賠責共済のご契約者に対する特別措置

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表があり、これに伴う自賠責共済の特別措置の内容は以下のとおりです。

伸長対象地域：＜第1群＞

【富山県】

富山市、高岡市

【新潟県】

上越市、柏崎市

伸長対象地域＜第2群＞

【石川県】

金沢市、加賀市

【富山県】

氷見市、小矢部市

【新潟県】

新潟市

伸長対象地域＜第3群＞

【石川県】

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

伸長対象地域＜第4群＞

【石川県】

輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※令和6年能登半島地震に関する災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車（以下「災害復旧等車両」という）については、対象地域（第1群、第2群、第3群、第4群）および使用の本拠にかかわらず、被災地（石川県、富山県および新潟県）において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う場合、第4群の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

※対象地域（第4群）外に使用の本拠を有する自動車であって、令和6年能登半島地震により被災し、令和6年2月8日現在においても、やむを得ず対象地域（第4群）に存せざるを得ない旨を北陸信越運輸局に申告し、北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車については、第4群の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

1. 特別措置の内容

（1）継続契約の締結手続きの猶予

＜第1群＞

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和6年1月1日から令和6年1月11日までの自動車に付保された共済契約であり、令和6年1月1日から令和6年1月12日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年1月12日を限度として、猶予いたします。

[検査対象外車]

令和6年1月1日から令和6年1月12日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年1月12日を限度として、猶予いたします。

<第2群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和6年1月1日から令和6年2月8日までの自動車に付保された共済契約であり、令和6年1月1日から令和6年2月9日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年2月9日を限度として、猶予いたします。

[検査対象外車]

令和6年1月1日から令和6年2月9日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年2月9日を限度として、猶予いたします。

<第3群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和6年1月1日から令和6年5月30日までの自動車に付保された共済契約であり、令和6年1月1日から令和6年5月31日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年5月31日を限度として、猶予いたします。

[検査対象外車]

令和6年1月1日から令和6年5月31日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年5月31日を限度として、猶予いたします。

<第4群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの自動車に付保された共済契約であり、令和6年1月1日から令和6年7月31日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年7月31日を限度として、猶予いたします。

[検査対象外車]

令和6年1月1日から令和6年7月31日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年7月31日を限度として、猶予いたします。

(2) 継続契約の共済掛金払込みの猶予

令和6年1月1日から6ヵ月後の末日（令和6年7月31日）までにご契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヵ月後の末日（令和6年7月31日）を限度としてこれを猶予いたします。

2. ご契約者に対する特別措置に関する留意事項

(1) 特別措置適用対象者

ご契約者等（ご契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

[検査対象車]

| ご契約者 | 使用の本拠 | 手続猶予 | 払込猶予 |
|--|---------|------|------|
| ○災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ○今回の災害で被災されたご契約者 ○今回の災害で被災した組合、代理所・扱者の取扱うご契約者 | 伸長対象地域内 | ○ | ○ |
| ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○当組合が適用妥当と判断するご契約者 | 伸長対象地域外 | ×※ | ○ |
| 上記以外 | 伸長対象地域内 | ○ | ○ |
| | 伸長対象地域外 | ×※ | ×※ |

※災害復旧等車両は、対象地域（第1群、第2群、第3群、第4群）および使用の本拠にかかわらず手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。

※北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車は、手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。

[検査対象外車]

| ご契約者 | 手続猶予 | 払込猶予 |
|--|------|------|
| ○災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ○今回の災害で被災されたご契約者 ○今回の災害で被災した組合、代理所・扱者の取扱うご契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○当組合が適用妥当と判断するご契約者 | ○ | ○ |
| 上記以外 | ×※ | ×※ |

※災害復旧等車両は、手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。

以上